# 報　道　資　料

令和５年３月24日

総合政策部人事課

0742-34-4821（ダイヤルイン）

## 職員の懲戒処分等について

このことについて、下記のとおり令和５年３月24日に処分の発令をした。

記

1

| 所属・補職 | 年齢 | 処分内容 | 処分理由 |
|---|---|---|---|
| 東寺林連絡所<br>主務<br>事務職員 | 55 | 減給10分の１<br>１月 | 令和元年度中及び令和２年度中に欠勤したことにより懲戒処分に処されているが、令和３年度中においても１日３時間欠勤した<br>（令和３年度 保育総務課主務） |

・適用法令：地方公務員法第29条第１項第１号及び第２号

2

| | 所属・補職 | 年齢 | 処分内容 | 処分理由 |
|---|---|---|---|---|
| ① | 市民課マイナンバーカードセンター<br>会計年度任用職員<br>武田　詩穂 | 30 | 免職 | 令和４年１２月初旬から中旬までの間に、奈良市西大寺東町に所在するマイナンバーカードセンターにおいて、同所のロッカーに保管されている未交付のマイナンバーカード１枚を盗んだ。その後、令和５年３月９日に窃盗の容疑で逮捕された。 |
| ② | 市民課マイナンバーカードセンター所長<br>事務職員 | 53 | 減給10分の１<br>１月 | 上記処分について、上司としての管理監督責任を問う |
| ③ | 市民課長<br>事務職員 | 55 | 戒告 | 同上 |
| ④ | 市民部長<br>事務職員 | 52 | 訓告 | 同上 |
| ⑤ | 市民部次長<br>事務職員 | 58 | 訓告 | 同上 |

・適用法令：①について、地方公務員法第29条第１項第１号、第２号及び第３号
②③について、地方公務員法第29条第１項第１号及び第２号
④⑤は、地方公務員法に基づく懲戒処分ではない。